

令和6年度 第5回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和6年11月8日（金） 19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ501号室

出席者：委員9名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・若島委員・青木委員・
富本委員・田中委員・中田委員・橋本委員）

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

計画策定支援委託事業者：1名

委員長：それでは、時間となりましたので、これより令和6年度第5回国分寺市男女平等推進委員会を開催します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

事務局：今日もよろしくお願いいたします。まず、今回日程の変更をさせていただきまして、直前で皆様申し訳ありませんでした。それにもかかわらず、多くの委員にお集まりいただきありがとうございます。

資料の確認です。2つに分けて置いてございまして、ピンクの表紙のものについてはもともとお配りしているものですので、本日は閲覧していただいて、また次回に使用しますので、こちらでお預かりさせていただきます。もう片方の資料につきましては、次第と、それから資料になります第3次男女平等推進行動計画の原案という形で、前回よりも内容は最後の方までできているものになります。資料については以上です。

委員長：ありがとうございます。それでは議題1、「第3次国分寺市男女平等推進行動計画原案について」です。これまで次期計画について協議してきましたが、本日は47ページ、施策の展開以降を見ていきます。今回は次期計画についての協議の最終となります。では、委託事業者様よりご説明をお願いいたします。

委託事業者：よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。原案を御覧ください。まず最初に、前回の会議から追加したものが一部ありまして、7ページに、行動計画の取組というところで、こちらで取組をまとめて、現計画の課題の順番に沿ってその取組の記載を追加しております。

それでは、施策の方の説明をいたします。47ページを御覧ください。施策の展開につきましては目標の1から5にそれぞれ分けた形で、さらに細かく施策というところで枝分かれし、その取組というところでの記載としております。1つ1つの取組の説明は割愛させていただいて、大まかな説明というところでさせていただきますと思います。

まず、47ページの目標1というところで、目標1は、だれもが働きやすい環境づくりという形になります。その中で4つの施策の方を取りまして、1つ目が「ワーク・ライフ・バランスの推進」、2つ目が「男性が家事・育児・介

護に参画できる環境づくり」、3つ目が「就労における男女平等の推進」、4つ目が「子育てへの支援」という形になっております。それぞれの取組の方は番号順に沿った形で記載しておりまして、それぞれ所管の方も記載しております。

次に、目標2が49ページになります。目標2が「女性の活躍の場の拡大」という形で目標を立てております。4つの施策になっております。1つ目が「市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進」、2つ目が「女性の就業支援」、3つ目が「地域における男女共同参画」、4つ目が「生涯にわたる健康支援」になります。

次、目標3が51ページになります。「男女平等意識の浸透」というところで、4つ施策があります。1つ目が「ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消」、2つ目が「男女の人権に配慮した表現の推進」、3つ目が「たがいの性を尊重する意識の醸成」、4つ目が「学校における人権・男女平等教育の充実」となります。

次に、目標4が53ページになります。こちら、3つの施策になります。「『男女平等推進センター』の活用促進」、「様々な分野における男女平等の意識づくり」、「男女平等事例の見える化」になります。

次に、目標5が54ページになります。こちら、「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」ということで、7つの施策になります。1つ目が「相談業務の充実と関係機関との連携強化」。次に「DV予防のための取組推進」。次に「被害者の安全確保と自立支援」。次に「人権侵害を予防するための支援」。次に「性犯罪被害者の支援」。次に「困難な問題を抱える女性の支援」。次に「生活の安定と自立の促進」という形で施策をしております。各施策から枝分かれた取組というところでは、全部で46項目という形になっております。

次に、58ページを御覧ください。こちら取組を進めるに当たっての成果目標の設定になっております。目標値のほうはまだなのですけれども、目標の項目として設定しております。説明は以上になります。

委員長：ありがとうございました。では、目標ごとに順にご意見を伺っていきしたいと思います。それでは、まず最初に47ページの目標1「だれもが働きやすい環境づくり」に関してですが、いかがでしょうか。

介護者への支援のところが消されていますけれども、それは。

事務局：すみません、補足をさせていただきます。48ページ、施策4の「子育て介護への支援」というところですが、今度の次期計画の施策の展開を見て取組を作っていくに当たり、その担当課のほうに調査を依頼しています。次期、この計画に取組をしていくかどうかというところの調査をしています。その中で、こちら線が引いてあります「介護者への支援」のところ。高齢福祉課につきましては、ここに書かれているような事業自体はやっていく、変わらず継続して

いくのですが、これは女性への支援に特化したものではないというところで、この男女平等の個別計画には入れるべきではないだろうかという担当の判断がありまして、一旦ここの計画に入れるのは廃止したいとなっています。ただ、そうすると、似たような状況のものというのが出てきてしまうように事務局としては思いますので、いまだ調整中というところではございます。

ここにぜひ入れたほうがいいのかとか、こういう理由で入っていたほうがいいのかとかご意見頂ければ、なお、担当課にもそれを伝えられるという気持ちがありまして、調整中ではありますが、今のご説明をしたく線を引かせていただいております。

委員：今のお話だと、現状、実際問題としては、介護の担い手が女性に偏りがちだとか、押しつけられがちだということあって、それはやはり問題だということろは、子育ての話と多分同じだと思うので、やはりあっていいのではないかなと思うのですけれども。

委員：36 ページに出てくる「男女平等に係る課題の整理」というところに、今おっしゃったみたいに、育児と介護が並んで取り上げられているというのも、逆に言うと現実だと思うので、その現実在即してと考えると、削る理由として何かピンと来ないのですけれどもね。「なぜそこだけ？」というのがあります。

委員長：ほかの方、いかがでしょうか。

委員：こういうケア的な役割を女性に偏って押しつけるというのがどうなのかという話だと思うので、介護はその代表だと。

委員長：施策の2で「男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり」とあって、こちらのほうは入っているのですよね。なので、女性に偏りがちなので、男性が参画できるようにということでここが別にあるのだと思うのですね。いかがでしょうか。今の介護のところに限らず目標値についていかがでしょうか。

委員：所管課というのは、こう見ると固定されている。

事務局：全庁的にこういう施策の展開をしていきます、該当する事業がある課は手を挙げてくださいという形の調査になりますので、ほぼ現行計画でやっている事業を継続していくとか、先ほどの介護のように事業はやるけれども廃止するとかということで、一応、全庁に投げた結果、この所管課がやると言っているという状況になります。

委員：出産のときに生活福祉課にかなりお世話になって、「男性が家事・育児・介護に参画できる」4番とかに担当課として入っていないのですね。こんなことを言ったら多分きりがなくなると思いますが、ごめんなさい、気になったところでした。すみません。

事務局：多分、委員がおっしゃったのは、事業ナンバー4の。

委員：施策2の4ですね。

事務局：担当課が見落としている可能性もあるので、ここの施策2の4については、こ

ここに当たるような事業がないか、この後、確認させていただきます。

委員長：ほかのところにもたくさんあるのですが、施策3の事業5で、男女共同参画という言葉にしていますが、施策3のほうが男女平等の推進。ほかにもたくさんあるのですよね。男女平等を使ったり、共同参画を使ったり、これはどちらかに合わせたほうがいい。どちらかというか、条例も計画も男女平等推進なので、そちらかだと思いますけれども。

事務局：すみません、調べがついてないのですが、現行計画の8年前に作ったときにはこの辺り、例えば施策3の5の事業名については、男女平等共同参画に代えて、男女平等・格差是正という形になっていました。4年前の、8年前に作った第2次計画のさらに4年前の見直しのときに、男女平等とあったところを幾つか共同参画に直している経緯がありまして、今回の計画については特段変えたほうがいいのかというところ以外は見直しに合わせている形です。推測なのですが、国や都の言葉の使い方がやはり違っているように思うのですね。そこはあまり、どちらがいいかというのは市として選択せずに、例えば国に合わせる場所、都に合わせる場所でおぼれてしまっているという現状があります。

委員長：そうすると、この行動計画の中で、国とか都が使っている言葉に合わせなければならぬところがあるのですか。

事務局：そうですね。どちらを使うかというところでおぼれてしまっているところだと思います。

委員長：皆さんいかがでしょうか。条例の名前は平等推進なのですよね。なので、別に市の計画なので、国に合わせる必要はないのですよね。

委員：調べると、共同だと2人以上で、複数人でやるときは共同を使って、平等は多分1個単位の話。やはり使い分けてある。

委員長：そうですね。やはり平等という言葉にこだわりが、多分条例作られた方にはあると思っているので。共同参画という言葉はあまり平等という意味が入っていないです。英語だとどちらも同じなのですが、実際 equality を訳すときにやはり政府が平等という言葉を使いたくなかったというのがあるので、それをせっきやく国分寺市が男女平等推進で残されている珍しいところなので、もったいないかなと思います。

事務局：分かりました。委員長おっしゃるように計画の名前はもうこれで変わらないので、計画で平等と言っておきながら、同じことを言いたいのに共同参画を使うというのもどうかというところも確かにございますので、他市のものももう一度見てみます。合わせられるところとか、場合によっては共同参画のほうがいいところというのはあるのかもしれませんが、全体的に平等と共同参画、使われているところは、洗い出して確認をしてみたいと思います。

委員長：目標1に関してほかにございませんでしょうか。なければ、目標2のほうに行

きましようか。目標 2、49 ページからですが、「女性の活躍の場の拡大」に関してです。細かくて申し訳ないのですが、施策 2 も就業支援と言っているのに、その下でキャリア支援というのが気になるので、ここでも言葉は合わせられたほうが良いです。

事務局：はい。

委員：就業支援とキャリア支援という意味が違いますよね。

委員長：違うと言えば違います。キャリア、イコール就業ではないので、という意味で使い分けているのでしょうか。先ほどのキャリア支援。

委員：また順番逆ではないですか。

委員長：キャリア支援のほうが大きい。

委員：大きいイメージはありますけどね。

委員：まずは就業であるのですけれども、その後にキャリアをちゃんと続けていけるような意味で使っていますかね。

委員長：これはどういう使い分けでこうなっているのでしょうか。逆にする。

事務局：今、委員おっしゃったことに近い使い方ということで、11 と 12 が並んで、その次に 13 もあるのですけれども、12 のほうについては、一般の方が就業するための支援という形で使っていて、11 については、今回この内容としては庁内に限ってしまっているのですけど、就業した後に女性がキャリアを積んでいくというような意味合いの使い分けになっているつもりでいました。もしかしたら、この 11 と 12 は逆にしたほうがいいのかもかもしれません。

委員：国分寺市の男女平等。今までも庁内におけるというのは結構出てくるではないですか。「庁内における育児休暇の男性の取得率を」とか、国分寺市の庁内の男女平等推進計画ではなくて、市民全体のだと、庁内の女性管理職、これ大事なことなのですけれども、代表してね、庁内でまず率先してというのは大事なのだけでも。

事務局：おっしゃるとおりなのですね。ただ、管理職の登用というところになると、市として、他の事業者さんですとかに働きかける手段が思い浮かばないところで。

委員長：市民サービスに影響するからという。

委員：実態として知っているところで、このキャリア支援について、指定管理で請け負って仕事をして、市の仕事を請け負っている業者さんがいたとして、そこで常勤で仕事をしていた方が育児休業を取られ、復帰される。労基的には元のポジションに復帰させなければいけないよというのがあり、元のポジションでも育児時間も取らせて、本人が希望すれば取らせてあげなければいけないよというのもあり、だけど、国分寺市は、常勤というのは 37.75 時間以上を勤務する者を常勤というのだから、育児時間を取っている者は常勤とは認められないから違う人を採用しようと言う場合がある。

そうすると、庁内はいいとして、庁内は育児時間を取っている女性は 32 時間でも常勤としてオーケーですよと言いながら、国分寺市の仕事を請け負っている方々は駄目ですよと言ってしまうような実態が万が一あったとしたら、やはりそういうところも含めて庁内というのが本当に庁内だけのキャリア支援にとどまらず、やはり国分寺市の仕事を請け負っている人たちに関してもキャリア支援が波及してほしいなとは感じます。

委員：アピールするみたいな言葉を入れておけばいいのではないですか、まず我々はこういうことをやっているのですよということを伝えられていくということまで、促進するというよりも、促進していったその先までを目標にしてもらえるといいかなと思います。

委員長：その具体的な行動に移す事業を入れていけばいいのではないですかね。それは無理なのですかね。

委員：そこで女性管理職を多くや登用しなさいというわけにはいかないと思うのですが、復職しやすい環境づくりを推奨しますとかいうような一文があると、そこを請け負っている事業者の方も、こうありますよねと言えるのですけれどもね。

委員長：ほかにいかがでしょう。

委員：12 番のところで、最初に離職した人が働きたいと書いてあって、次のパラグラフは、離職したくなくて働きたい人というのが 23 ページのデータなどを見ても 33% ぐらいいるわけですよ。そうだとすると、これは最初に離職しない人のためにどうしたらいいのかというのが先に来て、次に離職した場合、働きたいと考えている人に対する支援というような、そういう順番がいいのではないですかね。どうなのでしょう。つまり、働きたい人が働ける環境が整備できていれば働けるわけで、離職しなくても済むわけではないですか。でも、これ初めから離職した人が対象というか、最初に来るということは、何かそれを前提としているみたいな。というか、そちらのほうが多いのかもしれない、若干多かったみたいなものもありますが、もうほぼほぼ一緒だから、離職したくない人が 33% で、少し多いのが、結婚していつかは離れるけれどもと言っている人は 34%、ほぼほぼ同じですよ。だから離職しなくて済むのだったら、働きたいはずなのですよと私はこのデータで読めるので、これ逆にしたらどうかなと思うのですけれど。

委員長：事業を 2 つに分けるのですか。離職しない方を支援するのと離職した人は再就職しやすい。

委員：そうですね。そうすると、先ほどの委員の意見なども加味されてくるのではないかなと思います。

委員：すみません、次よろしいでしょうか。50 ページの 16 番なのですが、健康支援といったときに、女性特有の疾病とかいうことが出てくるわけですが、

そのイメージとしてどうしても高齢化に伴って、女性のそういった部分に何か見えるかなと思うのですが、逆に若年層女性の場合の健康の、不健康ですよ。痩せ願望であったり、摂食障害であったりとか、それから女性アスリートの無月経の問題であるとか、女性に関わるその問題は、高齢女性もさることながら、そういった若い女性の問題も非常に大きいと思うのですよね。この辺りが、何ていうか、今までずっとここに表れてこなかったのも、そこがまず基本にあって、それからその人の一生が出てくるので、その若年層女性、若年層の女性への健康支援というか健康対策というか、何らかのそういったものがあるといいのではないかなと思うのですよね。

もう1つ思うのは、17番の妊産婦への支援というのは、すみません、私は逆にこれは必要なかどうなのかが分かりかねる。つまり、男女平等の施策の中の健康支援に妊産婦への支援というのはいかがでしょうか。すみません。

委員長：そうですね。これ、そもそもこの課がやる仕事ということですよ。

委員：そうです。ここがやることなのかどうかということですね。

委員：そうですね。

委員：例えば、17番が最初で、その間に若年層が入って16番があって、一生涯がつながるようにしたほうが良いかもしれないです。

委員長：そうですね。妊産婦への支援となっているけれども、安心して子どもを産み育てることができる地域づくり。こちらがメインだったら何か分かる気はしますけれどもね。

委員：妊産婦のときにお父さんのほうに何か意識づけさせる的な政策なら分かる気がするのですが。

事務局：事務局です。ここに表れてこないところですが、実際、現行計画で所管課が、ここの取組として行っている実際の内容としまして、まず16番のところについては、人権平和課のほうでは、小中学生向け、高校生向け等にデートDVだったり、いろいろなこと健康講座などを実施するということで、ここに表れてはいないのですが、若年層から高齢の方まで、逆に健康推進課は、骨粗鬆症予防講座とかをやったりとかいうことで、一応表れてないのですけれども全世代をカバーしたいということですので、それが分かるような書きぶりがあるのかなと今、お話を聞いていて思いました。

次に17番の妊産婦への支援のところだと、子育て相談室としてやっていくこととしては、妊娠期から子育て期にかけて、妊婦訪問ですとか新生児訪問、それから両親学級などで保健師が講話をしたりして、妊産婦さんへの相談事業をやっているというような、安心して産み育てるために相談事業を実施しているというような内容になっています。

委員長：それは本来の事業ですよ。

事務局：17についてはその通りです。

委員長：昨年評価しているときも幾つかあって、それはそもそも本来、その所管部の仕事であって、それがどう男女平等につながるのか分からないと思うのです。

委員：目標は女性の活躍の場の拡大ですね。やはり少し違和感がありますよね。

委員：女性の活躍の場の拡大と生涯にわたる健康支援が大きな見出しとして。

委員：男女平等でいったら、女性特有の疾病や健康上の課題だけではなくて男性もですよ。

委員：そうなのですよ。

副委員長：戻りますけれども、12の「子育て・介護等の両立を目指す女性」というのは、これ男性だってこの頃やっていますよね。

委員：そうです。

副委員長：そういうビデオがね。

委員：なので、これ、むしろ男性の介護者が増えたことに関しての、そういう現実を見て、もしかしたらここに入れるのはどうなのかということを言ってこられたのではないかと私は思いましたね。本当に男性介護者が奥さんを介護しているというケースは非常に多いですよ。

副委員長：あります。

委員：そのあたりをもう少し。

委員：そういった場合、それは目標のどこに書けばいいのですかね。いやいや、おっしゃるとおりだと思うのですが、この目標というのはそもそも女性活躍の場の拡大が大前提だから、だから多分、女性のことを多分書いているのだろうなと思いますね。

ちょっとしたキーワードをもう少し。そうすると、こちらで男性のことを書いていなくても。

委員長：どうですか。では、続けて目標3「男女平等意識の浸透」で51ページからです。

委員：ごめんなさい、48ページに戻って、放課後の子どもの居場所づくりの推進というのは、今、社会教育課とかも関わっていないですかね。放課後子どもプランとか。施策4の6で。そうですね。子ども若者計画課の児童館や学童保育所以外の子どもたちの今、居場所として放課後子どもプラン、放課後子ども教室、それをやっているのが社会教育課なので。

事務局：社会教育課に確認させていただきます。

委員：お願いします。

委員長：目標3の施策の1、2、3、4の順番は何か。

事務局：特に順番についてはないです。

委員長：目標の男女平等意識が浸透するために、固定的な役割分担は解消して、人権に配慮した表現が推進され、たがいの性を尊重する意識が醸成され、学校における男女平等教育の充実というのは、順番が。

委員：施策4は、学校に振っているのは、若い人からそうやって伝えていくことが大事ということなのですかね。教職員への男女共同参画に関する研修の実施とか、学校指導課がやるのですね。人権平和課がもっと、職員だけではなくて、市の職員の人たちにやってくればいいのにとと思うのですが、そういうものなのですか。

委員長：子どもたちに教えるに当たって、まずは教員ということです。

委員：そのようなことなのですかね。

委員長：25 は、私も文面はおかしいかな。教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教職員の、ではないですか。

事務局：そうですね。

委員長：対象は教職員なのですよ、これは。そうであればそれが一番上なのではないですか。

委員：そうですね。

委員長：何とかしましょうという。

委員：でも、この目標3のところは、例えば教職員研修は22番のところにも出てくるのですよね。そんなに教員対象の研修は、現実的に学校指導課がオーケーするのですよねというのは、若干疑問を。対象を絞るのかもしれないです。この研修はあの人、あの研修はその人みたいに割り振っていくということなのかなと思ったりもするのですが。あと、授業も22番のところにも出てくるし、21番のところにも出てくるしという、現実的なのですよねというのは確認したいです。前にここでもお話ありましたけれども、1枚配ってやったことにするみたいなのを避けるがゆえに、私もやるのだったら人権平和課のお金で授業ぐらいやったらどうですかくらいのことは言いましたけど、現実的に可能なのですよねというのは、さっきのお話だと、これは学校指課がオーケーしたという前提なのだと思いますが、どのレベルでオーケーしたのかしらという若干の疑問はあります。

委員：そういう点では今の教職員への研修と言ったら、私は保育園とか幼稚園の先生の研修というのが、今までの話の中には出てきましたけれども、これどこにも出てこないのですよね。だから、学校におけるというのだったら、幼稚園、保育園における人権と、それから男女平等教育について、これはもう必要だと思うのですよね、その研修が。もう小学校に入った時点で、もう固まっていたりする子どもが多いわけではないですか。だから、これを機会にどこかにとにかくその教職員への研修というなら保育園、幼稚園の先生への研修も入れてほしいし、あるいは人権課がそこへ行って講義をするなり何なりということをぜひやってもらいたいと思いますね。

委員長：性教育は別に小学校以降でなくてもいい。

委員：そうです、はい。

委員：21 のところで、学校教育における人権尊重の視点に立った授業というところは理解できるのですが、児童館での異年齢交流を通じる「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」というのは、どういうことをイメージしているのかがピンとこない。児童館における異年齢交流というのは何歳ぐらいの人と何歳ぐらいの人を想定して、一体どういう交流、どういう交流をするとリプロダクティブ・ヘルス／ライツが普及できるのかがイメージできない。ここでどういう交流をすると、それが性と生殖に関する健康と権利が普及できる交流なのか、どういう異年齢層が集まってどういう交流するとそれができるのかが全くイメージできないのです。具体例がないと。これ投げられたら児童館多分頭抱えてしまうと思うのです。

委員長：児童館だけ急に具体的ですよ。

委員：いきなり児童館出てきてこれやれと言われても。

副委員長：今まではこういう教育をやっていたのかな。

事務局：事務局です。すみません、苦しいところあるなと今、思いました。この異年齢交流を通じというところ、現行計画でもあるのですが、この構想が、子ども子育て支援課がそれを行うということで書いてきていますが、実際の内容としては、この内容は、事務局的には苦しいかなという思いがします。実績としましては児童館まつり等の大規模なイベントをコロナ以降再開することができて、そういった祭りの中で児童館のマナーや意見交換を行う中で相手への思いやりや距離の取り方などの利用者の意識が高まった。男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事を実施したという。

ここの現行計画と新しい計画のどこに該当するか分からないのですが、児童館としては、5月と10月に全体合同会議というのをやっているそうです。そういった施設間の情報共有を行って、性別を意識しないような子どもたちへの言葉かけや施設での配慮についてなど、職員間でそういった共有の機会を持っているという取組になっています。

委員：それは結局、リプロダクティブ・ヘルス／ライツと関係ない。それ自体は大事なことなのだと思うのですが。

委員長：むしろここは、施策は「たがいの性を尊重する意識の醸成」なので、やはり性教育を入れないといけないと思うのですが、その言葉も入ってない気がします。その言葉も入れていないと、多分適当な人権教育の制度になってしまいそうなのですが、包括的性教育という言葉を入れるというのはやはり難しいですか。

事務局：どこが実施するかというところが問題になってきます。難しいところです。

委員長：こちらは学校では無理なのですか。

事務局：実際には現場で実施をされていて、それがこの計画に書かれていないというところだと、やっているのだったら書いてくださいとできるのですが、今やっていないところを計画の、これからやる予定がないところを書くことはできな

いというところがありまして、学校指導課に確認はしてみたいと思います。現状と、どのレベル感までをやっていて、こちらの計画に盛り込めるほどのことなのかどうかというところは確認してみたいと思います。

委員：52 ページの一番上のところで、さっきの 21 の続きのところ、性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身につける機会を提供しますというところに、自分自身を守るための知識だけではなくて、やはり相手を尊重するという意識も必要なのかなと思います。互いの性を尊重する意識の、とあるので、自分自身を守るための知識だけではないかなと思います。相手を思いやるなど。

委員長：互いの性を尊重する意識そのものですよ。

委員：そうですね。そのままここ、自分自身だけ守っていればいいや、ではないほうがいいかと思いました。

委員：ごめんなさい、これページをまたいでいるからこういう書き方なのだと思うのですが、この性について何とかというのを学校指導課がやりますと言い切っているという話ではないのでしょうか。その前までの全部をこの 3 つの課で分けているのですよね。そういう意味なのだと思います。

委員長：目標 3 は男女平等意識の浸透なので、やはりこれを達成するためにこの施策があるわけですから、順番も含めて、やはり互いの性を尊重する意識の醸成というのもしっかりやっていかないと次につなげていかないと思うのです。その中でやはり性教育はすごく大事だと思うのですが。

委員：性教育というと、すごく昔ながらの狭い性教育に聞こえるので、やはり包括的性教育というような広い意味でのということころを。

委員長：ぜひ包括的性教育と。

事務局：学校指導課のほうで調整はしたいと思います。

委員：学校指導課は学校教育における人権尊重の視点に立った授業のつもりだったと言いつ返されて終わる可能性が高い気がしますけれども。

委員長：そうですね。包括的性教育をやってもらって、あとは大人に対しても、では子どもにどう伝えるか、講座みたいなのがどこかに入っていくとよりいいような気がします。

委員：この（4）番は、やはり学校におけると入れないと難しいですか。男女平等教育の充実って、ここには保育園とかも入ってくるし、大人も入ってくるとなると、いろいろな人たちが教育を受けて準備をしていくのではないかなと。

委員：社会教育にも影響してくる。

委員長：先が長いので次に行きたいと思います。目標 4 「男女平等推進拠点の発展」です。

委員長：ここ、27 の「男女平等推進センターの周知と機能充実」のほうは何かここ、変わるという計画があるのですか。

事務局：機能充実は、決まったところは特に今のところ。来年度、例えば何か相談機能

が充実されますとか、そういったところは今のところないです。

委員：そういえば、やはり市役所が新しくできて、このセンターがどのぐらいの面積を使うことができるのですか。

事務局：まず、1月6日から新庁舎が開庁いたします。男女平等推進センターの機能はひかりプラザに残したまま、そのほか、例えば人権事業ですとか、センター以外の事業については新庁舎で行うことになります。男女平等推進センターにつきましては、スペースとしては当面今までどおりです。

委員：ということは、あのスペースのみということですか。今あるスペースと、皆さんの執務室がセンターになるということですか。

事務局：センターのスペースとか機能自体は、今と変わらずということになります。

委員長：1階に移そうとかはないのですか。

事務局：先ほど事務局で申し上げたとおりですが、このひかりプラザの活用をどうするかということは一方で議論になっているところです。先ほど委員長が1つの具体例でという感じで1階にというお話もございましたけど、そういったものについては、その利活用方針というのを策定していく中で決めていく形になるかと思います。そもそも、愛称はひかりプラザですけれども、もともとここは教育センターです。そこに男女平等推進センターが併設されているという位置づけになっています。それぞれセンターについては、これは条例上の規定もしっかりある中でこの建物ができておりますし、その建物を使ってそれぞれ必要な役割を果たしていくということになっていますので、これを踏まえた上で、こういった形でそのスペースも含めてやっていくのかというのは、今後決定していく形になるかと思います。

しかしながら、現状は人権平和課の職員がセンター職員でもあるという位置づけがありますので、センターは残りますが、職員は新庁舎に移る形になります。建物の整理とか、まだこれからということですので、当面の間は、現状のセンターが引き継がれるような形で事業を進めていく、そういう流れになってございます。

委員：そうすると、その間に誰か、時々皆さんが来て管理をなさるということなのですかね。すみません、執務室はどうなるのですか。そこはセンターではないと。

事務局：執務室に入っていた左のところは図書室があるので、今も同じです。そこは今のままで、今、職員が仕事をしているスペース、執務室内のスペースというところは、当面は今のままです。ひかりプラザの利活用の中で、例えば私たちいなくなるので、空いたスペースがもしかしたらセンターになるかもしれませんし、別の団体が入ってくるかもしれませんし、そういったひかりプラザ全体の利活用をどうしていくか。人権平和課以外にも移転する課がありますので、それをどうするかというのをこれから方針が決定してくというところになります。

委 員：それは今、市民の方とかが入って検討している最中なのですか。すみません、私よく分からない。市役所の皆さんが決めるのではなくて。

事 務 局：先ほども申し上げたように、この利活用方針の策定をしているところになります。ですので、今現状は庁内で検討するという形になります。

委 員：庁内で検討ですか。

事 務 局：庁内検討です。少し大きな話になってしまいますが、公共施設の整備という問題、大きな問題が1つあります。今、市内にいろいろな施設ございますけれども、そういったものの整備ですね。そういったものを見て、その見合いの中でもこのひかりプラザをどうするかという問題もございますので、今はまず庁内の整理というところでございます。

委 員 長：そうすると、今回のこの新しい計画で、せっかく目標4に男女平等推進拠点の発展を掲げているのに、変わらずというか。目玉がこの男女平等推進センターの利用促進、活用促進のように思うのですが。

委 員：全くそのように読んでいましたけれども。期待して読んでいました。

委 員 長：これ期待して。でも、その事業の中身としても機能充実というのを掲げているけれども、特に充実はしないと。何か新しい。

委 員：職員がそこに常駐している人がいたとしても、1人、常駐はしないのか。常にいる方がいるわけではないから、来るたびに当番の方が代わったりとかされたりすると、相談とかも気軽にできるとかいう場所でもなくなるのかと。

事 務 局：男女平等推進センターで、女性のための相談などを行っている相談員の職が1名ございます。その職員については、ひかりプラザに常駐になります。常時相談が入ってくるわけではないので、男女平等センターを使う方の相談に乗ったりとかお話を聞いたりということも、その職員がします。ただし、1人体制というわけにはいきませんので、常時いるその相談担当の職員に加えて、私ですとか、センターの職員が日替わりでもいいし、センターのことが分かる職員が日替りで順にこちらに勤務するという形になります。1人は常駐で1人は交代する2人体制でやると一応整理はさせていただいています。

委 員 長：意識調査でも市民が認知していないわけですね。では、それをどういうふうにしていくのかって何か具体的な策はあるのですか。

事 務 局：今後センターがどういう形で発展していけるかというところにつきましては、具体的な内容というのがいまだ決められていないところではあるのですが、ひかりプラザの利活用方針とも絡めて前向きにやっていきたいと、私たちのレベルではそのように考えています。

委 員：それでいうと、今の話だと別に面積が大きくなったって何も変わらなそうなので、別にいいのではないですか。だからやはり大事なものは、どんなことをしていくかのほうが大事で、その場所が大きくなるということよりも、今後どうなっていくか分からないからどうしようということよりも、まず今できること

とか、簡単にそういう場所があるのだよという、もう機能充実よりもまずは周知をしていくということに少し、あやふやにしないで、まずは周知をしていきたいのだということで、どういった活用方法とか機能を増やしていけばいいのかを検討していく、みたいなことを書いていけばいいのではないですかね。

委員長：幅広い世代に周知する。どのように周知する。

委員：どのように周知するかという話になってしまうのではないですか。何ができるか、何の機能もないようなところの周知をしてもしょうがないわけで、こういうことができるとか、こういう場になるのだよということであれば周知する意味もあると思うのですよね。例えばそこに集まれば勉強ができるよとかね、話もできるよとか、そういう意味で私、面積というのはすごく重要だと思っていたのです。ただ、あのスペースであまり声出してしゃべってはいけないとかいうことだったら、今までと大して変わりはないわけだから、周知して、皆さんも何か必要があると思わないから知らなかったし、行かなかったのだ、利用しなかったのだと言っているわけだから、結局それ以上にはならないということなのではないかなと少し懸念しているということです。

副委員長：すみません、新しい庁舎でも今のような状態の広報活動というのは両方で行われるわけですか。

事務局：両方でやることは可能ですけれども、ひかりプラザが中心になるかと思っています。ただ、そもそもここを知らない方にここだけで周知してもというところはあるので、新庁舎もそうですし、別の公共施設でも周知していくことは可能かなと思っています。

委員：知っていただくためには、新しい場所でのそういう広報というのも大事なのかなと思っています。そういうことが今後両方必要あるのかなと思うのです。

事務局：新庁舎にも大分そういう広報に使えるようなスペースとかがありますので、活用していきたいと思います。

委員：物理的に庁舎に足を運ぶ人というのは、数としてはかなり限られていると思うので、ここの中の議論でも何回か出ましたけれども、例えば市民向けの企画だとかイベントなどをインターネット上とかホームページで周知するときに、かなり探さないと見つからないではないですか。そういうその市のホームページ上だとかその市のSNSみたいなのでの周知みたいなのをしっかりやってもらう方向にするというのはどこかにあるといいのかなという気がします。

委員長：事業ナンバー28の最後の1文、何をするのかと思ったのですが、自主的に活動する意思のある市民に対しては活動支援を行います。これは、ほかのところと文章の感じが違うのですけれども。

事務局：自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います、のところはなぜこういった文体になっているかというと、特に公民館課が、公民館課の事業として行ったイベントですとか講座等で集まった市民の方たちが、その後

そのつながりを持って自主的に団体を形成することがあるようでして、そういった文脈を持ってそういう自主的に活動する意思のあるという表現が明文化されたところです。

委員：では、これは読み違えた。私、人権課がこれを書いてくださったのかと。人権課が事業のほかにこういうことを考えてくださっているのだなと思って、これはわくわくしたところ。

事務局：男女平等推進センターの登録団体、ご登録いただいた活動者さんには利用料の免除ですとか、共催の機会、一緒に共催していくというようなご提案をさせていただいたりというところでの活動支援という形で行わせていただいています。

委員長：活動支援を行っている事業では、どうしてそういう市民グループができていくのでしょうか。何か特別な取組とか。

委員：公民館の人たちがいろいろやはり地域の人とかを呼んで、講座みたいなのを結構やっているのですね、いろいろなところで。そこから生まれてきて、小さいまちの取組みたいなことを結構やっているのはちらほら聞いてはいるというか。

委員長：市内に幾つも公民館があるので、人が集まる場があるから。

委員：そう。公民館の人たちも面白がって、この人を講師に呼んだら面白いのではないかといろいろな講座みたいのをやっているのです。

委員長：ここもやっていくと少し違うような。

委員：そう思ったのですけれどもね、私も。それが人権平和課の事業というよりセンターの事業としてできたら非常に発展性がある面白いのではないかなと思ったのですよね。

委員：公民館のそういう継続してやっている事業というか講座は、その目的の中にやはり自主グループを作っていくという、自主的に活動するように投げかけるための連続講座だったりしているのですね。だから連続講座をやったから自主グループができてきたのではなくて、目標には市民が自分たちで自主的な活動ができる自治的な、自分たちの生涯学習の場を作っていこうという啓発活動とかグループを作っていくというところに、終着点をそこに持ってきている、目標がそこにあるの自主事業なのと、事業をやっていたらグループができましたというのとは全然違うと思うので、私はやはり人権平和課でも、ぜひその自主的にグループがやはり男女平等について学び合おうとか、人権について考えようとかというようなグループが自主的に出来上がっていくような仕掛けが欲しいなというのはずっと思っています。今現在ここを利用しているグループとかで、ここの講座から発展してできましたというグループはあまり聞かないのですね。違うところから出来上がったグループとか、利用していても英会話のグループだとかね。英会話が別に全然違うとは言わないけれども、やはりぜひそこに結びつけるような企画を考えてほしいなと。

副委員長：立川市などもやはり何回かの講座があって、そこから関わっている人たちがグ

ループ作っていきますかとか、そういうお誘い、そういうのがありますね。

委員：幼い子のいる教室とか、そういうところでも、それで自分たちのグループを作っていくのだよと、ここの講座が半年で終わった後は自分たちでやっていくのだというような自治力をつけるように学ばせてくれているのですね。

委員：27 番の、例えばですけども、拠点としての役割と、保護することの役割と、それと相談の機能というのは多分別だと思うのです。3 つぐらい枠を使えと少し厚みが出るのかなと。今の 28 番に対して 27 番のことを考えると、少し薄いかなと。

委員長：事業 1 つではなくて、分けたほうがより具体的に書けそうな気がしますよね。

委員：大変ですね、公民館課は、それをやるのが 98% の仕事でしょう。では、委員長、何かやりますか、来年。このメンバーでね、ぜひやりましょう。

委員：男女平等の意思の浸透をさせたいなら、やはりセンターは基本として必要なですよ、場が。

委員長：必要です。

委員：それがないと浸透などしないですよ。だから公民館と同じように、社会教育のようにやれということではなくて、ただ、推進センターの独自性というのはあると思うのですね。その人権課の仕事ということではなくて、センターの独自性を持って拠点を作って、その拠点でもって意識の浸透を図るといふかね、啓発活動をそこでやっていくのだみたいな。

委員：人権平和課が新庁舎に移動して、センターの職員とかぶらなくなった。

委員：活動できる場所はセンターの 2 階にありますよ。何が足りないのかはどうなのでしょう。

委員長：狭いということに。

委員：いや、でも、それは我々が使っていくということもやはり考えなくてはいけないのではないですかね。人権平和課がとか言っているけれども。

委員：絶対そうなのです。場所があるかどうかということがあるから、やはりもう少し広くないと厳しいかなというのがどうも出てきてしまうのです。

委員長：ここはせっかく目標に挙げたので、もう少し充実させたい。

委員：過大評価になってしまった。期待をし過ぎてしまって、すみません、勝手に私が妄想してしまって。

委員長：では、よければ、次の目標 5 「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」。若年層に向けた DV のところの近隣大学との連携ということは、もう大学生ということなのですか。デート DV というのはもう少し、高校生、中学生でもありそう。

委員：中高のどちらかは少なくとも、例えば弁護士会に公教育委員会だとか、性の平等に関する委員会があつて、そこに弁護士に出前講座に来てくれという要請があったりして、中高とかも結構デート DV 対策といってしていたりする。大学

生ももちろんそうなのですから、中高生のうちからというのは大事だと思います。

委員：大事だと思いますよね。もうそちらのほうに随分、低年齢化。言葉の認知度が高くないですね。全体で 47.5%。もう少し。

委員：年齢を知りたいです。

事務局：大学をなぜ指定しているかということですが、令和 4 年度ぐらいから実施している取組で、東京経済大学の学生の地域貢献という授業、ボランティア活動の授業あります。そちらで男女平等推進事業についてもボランティアの方を募っておりまして、年に 5、6 名の方が意識を持ってこの男女平等推進事業についての業務にボランティアとして携わられたいということでいらしていただいています。その中で特に、ご自身の年齢層の方に向けたデートDV防止の広報物として、パネル展示をするためのポスターの作成ですとか、リーフレットのデザインの作成ですとか、そういったことにご協力を頂いています。この所管の順番のところ、人権平和課が今トップに来ていまして、この事業がメインというか、人権平和課のほうが最初に来てしまったので、近隣大学というものがトップに来てしまっているのですけれども、この内容に平均化といいますか、この 34 番の概略に合わせて、特に大学生に特化したことしかやらないというわけではないので、もう少し文章をならしたいと思います。

委員長：中高生に向けた啓発活動したりしているということですね。

事務局：期間限定のボランティアさんですので、やはりお願いできる業務の量にも限りもありますし、こちらもそのボランティアさんと一緒にもうゼロから本を作るところまで、みたいなどころまではまだ経験もなくできていないところがありますので、今後もこの連携は強化していきたいと思っております。

委員：すみません、38 番の日本語を母語としないという表現についてなのですがけれども、外国にルーツがあるとか、外国につながるとか、いろいろな表現があると思うのですが、これは母語としないとしたのには何か理由がありますか。というのは、私、国際協会におりましたけれども、日本語は母語だけれども、日本語が不十分な子どもというのはいっぱいいて、その子どもたちはもう成人しているわけなのですね。それで、不十分であるがために、なかなか情報入手することもできないし、教育の機会も十分になかったりしている人たちがもう成人になっているわけですね。そうすると、日本語は母語だけれどもという部分が出てきて、必ずしも、それ以外しゃべらないのですから。とするならば、日本語を母語としないというよりは、外国にルーツがあるとか、何か表現をもう少し、言語にとらわれない表現で支援ができるような表現があれば、そちらのほうに変えていただくほうがもう少し範囲が広がるかなと思うのですよね。実際、そういう子どもたちが成人して、なかなか行政の支援のところにとどり着けないというケースは多いので、そのために入れてくださっている

のだと思うのでね。もう少しそこが広く捉えられるような表現していただけるといいと思います。

事務局：ありがとうございます。国際協会との関係についても当課の所管でありますし、今の外国にルーツを持つという表現というのは、今現在、国際協会さんの、当市でやっている事業でもそういった表現を使っていますので、ここはそのまま置き換えられたらと思います。

委員長：性別に起因する暴力ということなのですが、DVや性犯罪、このほかにもないのですか。

委員：学校で子どもたち同士が盗撮してというケースもありますね。

委員長：事業ナンバー45の高齢者は消しているのですね。

事務局：すみません。この45も冒頭のほうにありました高齢福祉課と同じような理由から、調整中というところです。

委員長：事業ナンバー44、所管課がたくさんありますけれども、ここに書いてあることはすごく具体性がないので。

事務局：事務局です。ここの44は新設の項目です。困難女性の新法に当たって新設させていただいたものですので、この文章については、東京都ですとか、そもそもの法律に書かれているような文面を参考に今整えていまして。というのも、具体的にこの所管課と調整ができていところまでまだ具体化していないので、東京都の示している計画を読みまして、そこからこの国分寺市に落とし込んだときに適するであろうというものを、人権平和課の視点でここに上げさせていただいているという状態ですので、所管の量が多いのですが、これは適切かということ、実現可能性がどれくらいあるかというところは今、調整をしているところです。

委員：でも、8年後はもう少しクリティカルな言葉を入れたいですね。せっかく46分割しているのに、全部抽象度が高い文章が46個あるみたいなね。やはりそれだけ難しいのですね。あれをやるとか。

委員：縦割りですからね。考えがもう少しはっきりした表現があってしかるべきだと思いますけれども、本当に市の計画というのは、こういうのが多いですね。

委員：現実からあまりかけ離れ過ぎるのもいかなものかとは思いますが、これから8年かけて男女平等の国分寺市の未来をつくると考えると、あまり夢がないなど。未来をつくるための推進計画であるとしたら、今やれそんなことを羅列するというのが寂しくなって、読み込んでいくと寂しくなってきたなどという感じは、今、委員の発言からも私も感じていて、今やれそんなことの羅列ではなくて、8年後までに私たち市民も一緒にどんな努力ができるのかなという夢と希望を持ちたいですね。未来をつくるのですよね。

委員長：今回やる36ページから課題の整理、すごく力強いのに、これがもう少し実際の事業に落ちると良いのかなと。

委員：そういう意味ではその1つの拠点整備。すみません、1つ付け足すというか、46番ですけども、ひとり親家庭の生活の安定と自立というところなのですが、中には自立している人もいると思うのです。例えば父子家庭などは経済的に自立している人が多いですね。では、何がいうと、生活の質ですかね。質の向上みたいなものもここに入れてもらったらいいいのではないかなと思うのですよね。生活の安定というのがどういうあれか分かりませんが、質が向上するように、今よりはそう思えるような形の施策というか、支援ができるといいのではないかなと思います。

委員：包括的性教育を頑張って入れてもらうということが、今日のミッション。あと、センターの活用と。その2つが入っていればもうよしとしましょうよ、取りあえず、だそうです。

委員長：次、58ページの成果目標部分について、ご説明をお願いします。

事務局：すみません、成果目標の部分なのですが、今まで見ていただきました施策のところが固まったところで、最終的に項目をと思ひまして、一旦現状で項目を出して、まだ数字は入れられていない状況にあります。こちらの項目ですけども、現行計画と追加、削除ないのです。同じものが今回の目標の施策によって位置が変わっているだけですので、この項目もこのままでいいのか、あるいはこれは要らないのではないかと、あるいはこういったものがあつたらいいというご意見を今回頂ければ、今後、整理していきたいと思っています。

委員長：いかがでしょうか。この男女平等推進拠点の発展に対する成果目標が男女平等推進センターという言葉の認知度だけというのは寂しい気がするのですが、せめて利用者数のほうが、この拠点の発展には合うかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

男女平等意識の浸透も、今ジェンダーという言葉の認知度、これはいくらなんでもみんな知っていて、ここでもでも95.4%と、こんな高いレベルを目標にしても100%を目指すのかという。違うような気がするのですが、数値として。

事務局：事務局です。最初にご質問があつたセンターの利用者数なのですが、この男女平等推進センターを利用する際のシステムの都合上、実際に部屋にどなたが入られたのかというところを収集する方法がありませんので、目標に掲げるには難しいというところです。

委員長：今後、ここを拠点として何らかの講座をやっていくのであれば、その講座の開催回数だったり、参加者数だったり、あるいは書籍を借りた人だったり、いろいろな項目はあると思うのですけれども、いかがでしょう。いかがですか。

委員：5も割となかなか寂しい感じというか、この平手で、足で蹴るとか、これは別に率直に言って、夫婦間に限らず暴力は駄目よと言っているだけの話だから。

委員長：しかも、認識している人が8割を超えているものを今さら目標にするのかということ。

委員：逆にこれは100ではないのも若干、残念な気がするのですが、モラハラ的な話とか、逆に親密な男女間であっても望まない性行為は駄目みたいな話とか、そういうもののほうが指標として現代的な気がしますけれども。

委員長：調査の項目から何かほかに取れないですか。

委員：身体的暴力に加えて何々も暴力であることを認識するぐらいだったらいいかもしれないですね。大体出来上がったら見せてもらえるのですかね。

事務局：対面というのはスケジュール的に難しいかと思います。ただ、策定のスケジュール上、すごくタイトにはなってしまうのですけれども、こういう形で考えているというのはメール等でお知らせさせていただきたいと思っています。また、成果目標の項目なのでもありますが、追加することを今いろいろアイデアいただいたので、増え過ぎてもあれなのでもありますが、可能な範囲で検討していけたらと思います。

委員：2番のところの保育所待機児童数のところで、今の学童保育とかもすごく重要なところで、国分寺市は申し込めば全員入れますというので、待機児童はゼロですけれども、定員の2.5倍とかの入所者数があるというところで、何か数字的に収容率何%とかいうものでも入れていただくと、定員に対しての児童数がどのぐらいなのかというのがぜひ減るように、多分今増やす方向で動いてはくださっていると思うのですけれども、その成果目標が出てくれるとうれしいなと思います。待機児童ゼロだから大丈夫ですよというのはまた違うのかなと。

その環境で子どもが学童保育に行きたくない。もううるさいとか狭いとかいうようなところで、就労を諦めてしまう方が結構いらっしゃる。子どもは学童行きたくなくなってしまう。環境がね、というところが、聞くこともあるので。

委員：この2番に入っているのですけれども、振り返ると1番なのではないかなという。女性の活躍の場の拡大に、保育所の待機児童数が入るのか、1番の働きやすい環境づくりに入るのか。2番なのかという。そこに児童館も入りますし、プラスすると、小学4年生から学童入れない問題も。

委員長：そうですね。事業ナンバー6のところ、保育所を整備し待機児童を解消とかいうのがあるので、この保育所待機児童数とか収容率の話は、どちらかというと別のほうですね。

委員：4年生から入れない問題。大きいですね。

委員長：いかがでしょうか。そのほか全体を通して意見ありますか。よろしいですか。では、次期計画についての協議はこれで終了とさせていただきます。

議題2のそのほかですけれども、何かございますか。

事務局：事務局です。次期計画の対面での開催については本日で終了とさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、この後は期間がタイトになるのですけれども、メールでお知らせしていきたいと思っています。あと、事務局のほうから

簡単にご紹介をさせていただきます。

11 月が児童虐待防止推進月間であることと、11 月 12 日から 25 日が女性に対する暴力をなくす運動で、オレンジリボンとパープルリボンの W リボンキャンペーンの月間となっております。今年度は子ども家庭支援センターと協力させていただいて、昨日、国分寺駅で両課で啓発物品を街頭で配布したり、事業をアピールするという取組を行いました。国分寺駅の北口の駅前ひろばに歩道灯があるのですが、そこでオレンジとパープルのライトアップを行います。1 つ大きな取組として、2 階のロビーで、オレンジとパープルのパネル展示とメッセージツリー、となっております。女性に対する、子どもに対する暴力を防止するというメッセージが集まったメッセージツリーと、お子さんに対する思いですとか、困っている方に対してのメッセージというものを添えて、出ですぐのところには小さい木がありまして、メッセージを募集しつつ、いただいたメッセージをツリーに貼っていただくようになっております。もしよろしければお帰りの際にお目通しいただければと思います。月末は犯罪被害者支援の週間が始まってまいります。

また次回ですが、重ねてのおわびになってしまいますが、今回 10 月の分を延期させていただきました。もともと 11 月 28 日が次の第 6 回に当たっていたのですが、今日と時期が迫ってしまう関係で、11 月 28 日についても延期させていただけないかと思っております。日程はまたお伺いしようと思っているのですが、年が明けてから 2 回、12 月の末に例年だとできるのですけれども、引っ越しがありまして、皆様のご都合がよろしいようでしたら、12 月末に 1 回入れることは可能で、後ほど、11 月 28 日が延期というのを、ご了承いただけたら、残り 2 回のスケジュールをもう 1 回決めさせていただきたいなと思っております。今日終わりましたら、また来週にでも、次回と次々回のご予定をお聞きしたいと思います。

改めまして、本日はありがとうございました。貴重なご意見、皆様から頂きました。できる限り尊重させていただきたいと思うのですが、いろいろなお考えの方もいらっしゃるのも事実でございます。どうしてもそのバランスというものもありますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長：以上で本日の推進委員会は終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——